

特記仕様書

業 務 名 草川改修に伴う用地測量業務委託
履行期間 令和8年9月2日 から 令和8年11月30日 まで

第1条（準拠仕様書等）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書（令和8年4月大阪府都市整備部）（以下「測量仕様書」という。）を準用するものとする。

（業務必携は下記ホームページアドレスからダウンロードできます。）

測量仕様書 <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/127729/sokuryougyoumu.pdf>

第2条（適用範囲）

1. 本特記仕様書は「草川改修に伴う用地測量業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。
2. 本特記仕様書の定めを優先し、業務の性質に応じて、測量仕様書を適用するものとする。
3. 本特記仕様書に定めのない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第3条（目的）

本業務は、草川の改修に伴う、用地取得のための測量業務である。

第4条（履行場所）

本業務の履行場所は交野市私部西2丁目地内及びその周辺とし、対象面積は0.26万m²を想定している。

第5条（打合せ等）

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ、成果品納入時の計3回を行うものとする。

第6条（成果物の提出）

成果品については、金文字バインダー製本1部（電子媒体とじ込み）、電子データを電子媒体（CD-R）で正副2部、図面（縮小版、A3折製本）2部を提出する。

第7条（その他）

1. 現地調査中、現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
2. 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
3. 本業務では本市が別途支援業務委託を契約している一般財団法人 都市技術センターの職員が担当者の補助として業務に参画する。

第8条（特記事項）

以下、仕様書等に対する特記事項は次のとおりとする。

第109条（管理技術者）

管理技術者は、過去 10 年間で地権者等との境界確認作業(※1)を含む用地測量業務(※2)の経験があること。

(※1)地権者等との境界確認作業とは、用地測量業務の「境界確認」における立会に向けた資料作成、立会日時・作業手順の検討、立会依頼書・立会人名簿作成、立会、境界杭設置をいう。

(※2)大阪府内の市町村及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条第1項各号に規定する法人が発注した業務に限る。

第117条（土地への立ち入り等）

- 1) 測量業務を実施する場合、作業班の内一人は必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
- 2) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3) 身分証明書の内容については請負契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4) 身分証明書の発行対象者は原則として、主任担当者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5) 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6) 強制立ち入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。

－ 以 上 －